

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 元 年 5 月 29 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ナカタサンゴウ
ナカタ産業株式会社

住所 〒564-0042
吹田市穂波町6-6

フリガナ 代表者氏名 ナカタ ケイゾウ
代表取締役 中田恵三

電話番号 06-6386-3914

FAX番号 06-6386-5435

メールアドレス info@nakata-sangyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 元年 5月 29日

申請者 氏名又は名称 ナカタ産業株式会社

住 所 〒564-0042
大阪府吹田市穂波町6-6

代表者 氏名 代表取締役 中田惠三



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 ナカタ 中田 恵三	
取締役 ナカタ 鳴田 美治	
取締役 ナカタ 中田 幸代	
監査役 ナカタ 中田 達也	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカタサンギョウ ナカタ産業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 564-0042 住所 吹田市穂波町6-6 電話番号 06-6386-3914 FAX番号 06-6386-5435 メールアドレス info@nakata-sangyo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
杉村 栄和 スギムラ ヒロクazu	第203717号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和元年 5月 29日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	ロータリーバンドソー	日立工機製:CB14FA管等の切断用	1	
	ロータリーバンドソー	日立工機製:CB13FA管等の切断用	1	
	パイプカッター	塩ビ・銅管の切断用	5	
	シャープソー	塩ビ・銅管の切断用	5	
	100mmディスクグライグ	切断用	5	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	アサダ製:Astoronic2E管の加工用	1	
	パイプねじ切り器	MCC80W 型番:LM-23	1	
	巻ベンリーカンツバ出し機 やすり	R833	3	
			1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ		5	
	パイプレンチ		10	
	ウォータープライヤー		10	
	スパンナ		10	
	溶接機	Panasonic製(型番:YK-250A-D2)	1	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	アサダ製:TP50N	2	

(注)種別の欄には「管の切断用機具」、「管の加工用機械器具」、「接合用機械器具」、

「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 元年 5月 29日

申請者

氏名又は名称 ナカタ産業株式会社
住 所 大阪府吹田市穂波町6-6
代表者 氏名 代表取締役 中田恵三



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

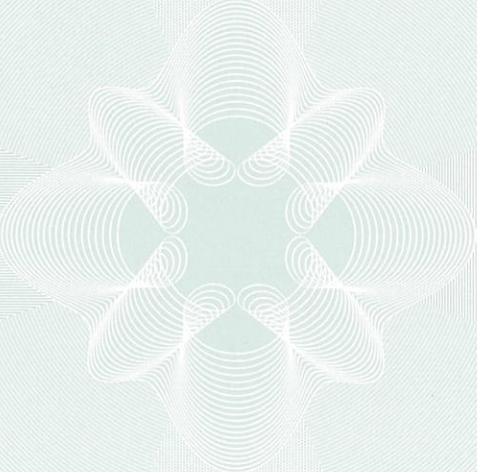
大阪府吹田市穂波町 6 番 6 号
ナカタ産業株式会社

会社法人等番号	1209-01-007681	
商号	ナカタ産業株式会社	
本店	<u>大阪府吹田市垂水町三丁目 8 番 1 号 プラスパー江坂</u> 大阪府吹田市穂波町 6 番 6 号	
	平成 17 年 8 月 27 日移転	
		平成 17 年 8 月 31 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 61 年 7 月 21 日	
目的	1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理 <u>2. 空気環境測定及び水質検査</u> <u>3. 鼠・害虫防除管理</u> <u>4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業</u> <u>5. 清掃業務</u> <u>6. 電気工事業・消防施設工事業</u> <u>7. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u> 平成 25 年 6 月 4 日変更 平成 25 年 6 月 7 日登記	
	1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理 <u>2. 空気環境測定及び水質検査</u> <u>3. 鼠・害虫防除管理</u> <u>4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業</u> <u>5. 清掃業務</u> <u>6. 電気工事業・消防施設工事業</u> <u>7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理</u> <u>8. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u> 平成 28 年 11 月 1 日変更 平成 28 年 11 月 7 日登記	
	1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理 2. 空気環境測定及び水質検査 3. 鼠・害虫防除管理 4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業 5. 清掃業務 6. 電気工事業・消防施設工事業 7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理 8. とび・土工工事業・機械器具設置工事業 9. 不動産賃貸業 <u>10. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u> 平成 30 年 5 月 25 日変更 平成 30 年 5 月 28 日登記	

発行可能株式総数	<u>240株</u>	
	1500株	平成31年 4月19日変更
		平成31年 4月19日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>200株</u>	
	発行済株式の総数 250株	平成31年 4月19日変更
	各種の株式の数 普通株式 230株 甲種類株式 20株	平成31年 4月19日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	<u>金1000万円</u>	
	金1250万円	平成31年 4月19日変更
		平成31年 4月19日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 1000株 甲種類株式 500株 当会社の発行する甲種類株式の内容については、次のとおりとする。 (1) 議決権 甲種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 (2) 種類株主総会 法令に別段の定めがある場合を除き、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 平成31年 4月19日変更 平成31年 4月19日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 中田 恵三	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	<u>取締役</u> 中田 恵三	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記

	取締役 <u>中田 幸代</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	取締役 <u>中田 幸代</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	取締役 <u>鳴田 美治</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	取締役 <u>鳴田 美治</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	大阪府茨木市彩都あさぎ三丁目7番26号 <u>代表取締役 中田 恵三</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	大阪府茨木市彩都あさぎ三丁目7番26号 <u>代表取締役 中田 恵三</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	監査役 <u>中田 達也</u>	平成15年 7月23日就任
	監査役 <u>中田 達也</u>	平成25年 7月19日重任
		平成28年11月 7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年10月14日移記

大阪府吹田市穂波町6番6号
ナカタ産業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

平成31年 4月26日

大阪法務局
登記官

片山勝也



整理番号 か680729

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

定 款

当会社の現行定款の写しに相違ありません

2019年4月19日

〒564-0042 大阪府吹田市穂波町6番6号

ナカタ産業株式会社

代表取締役 中田惠三



第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、ナカタ産業株式会社と称する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理
2. 空気環境測定及び水質検査
3. 鼠・害虫防除管理
4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業
5. 清掃業務
6. 電気工事業・消防施設工事業
7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
8. とび・土工工事業・機械器具設置工事業
9. 不動産賃貸業
10. 前各号に附帯する事業及び関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪府吹田市に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1500株とする。

第7条（発行可能種類株式総数及び発行する種類株式の内容）

当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

①普通株式 1000株

②甲種類株式 500株

2 当会社の発行する甲種類株式の内容については、次のとおりとする。

(1) 議決権

甲種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

当会社の株式募集事項の決定においては、一切の種類株主総会の決議を要しない。

第8条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第9条（株券の発行）

当会社の株式については、株券を発行する。

第10条（株券の種類）

当会社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券の4種類とする。

第11条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式所得者とその取得した株式の株主として株式名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式所得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第12条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第13条（株券の再発行）

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

第14条（手数料）

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第二章

第16条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第三章 株主総会

第17条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

第18条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

第19条（招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使する事ができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

記名押印

第20条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

第21条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第22条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

2. 代表取締役

第23条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第28章

第 4 章 取締役及び取締役会

第24条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

2. 取締役

第25条（選任及び解任の方法）

1. 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第26条（任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第27条（代表取締役及び役付取締役）

- ②会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。
2. 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

第28条（取締役会の招集）

- 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
 3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第29条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第30条（取締役会の決議等の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この

限りではない。

2. 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

第31条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第32条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第33条（報酬等）

取締役の報酬等、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

第34条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第35条（選任及び解任の方法）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をも

って行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第36条（任期）

監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

第37条（報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第39条（剰余金の配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して剰余金の配当を行うことができる。

第40条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上

第二〇三七一七号

給水装置工事主任者免状

本籍 大阪府

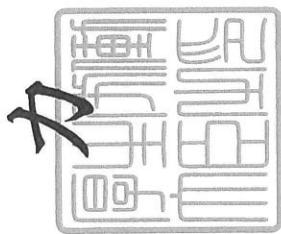
氏名 杉村栄和

昭和四十九年五月十四日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



日本



千里山第六小学校

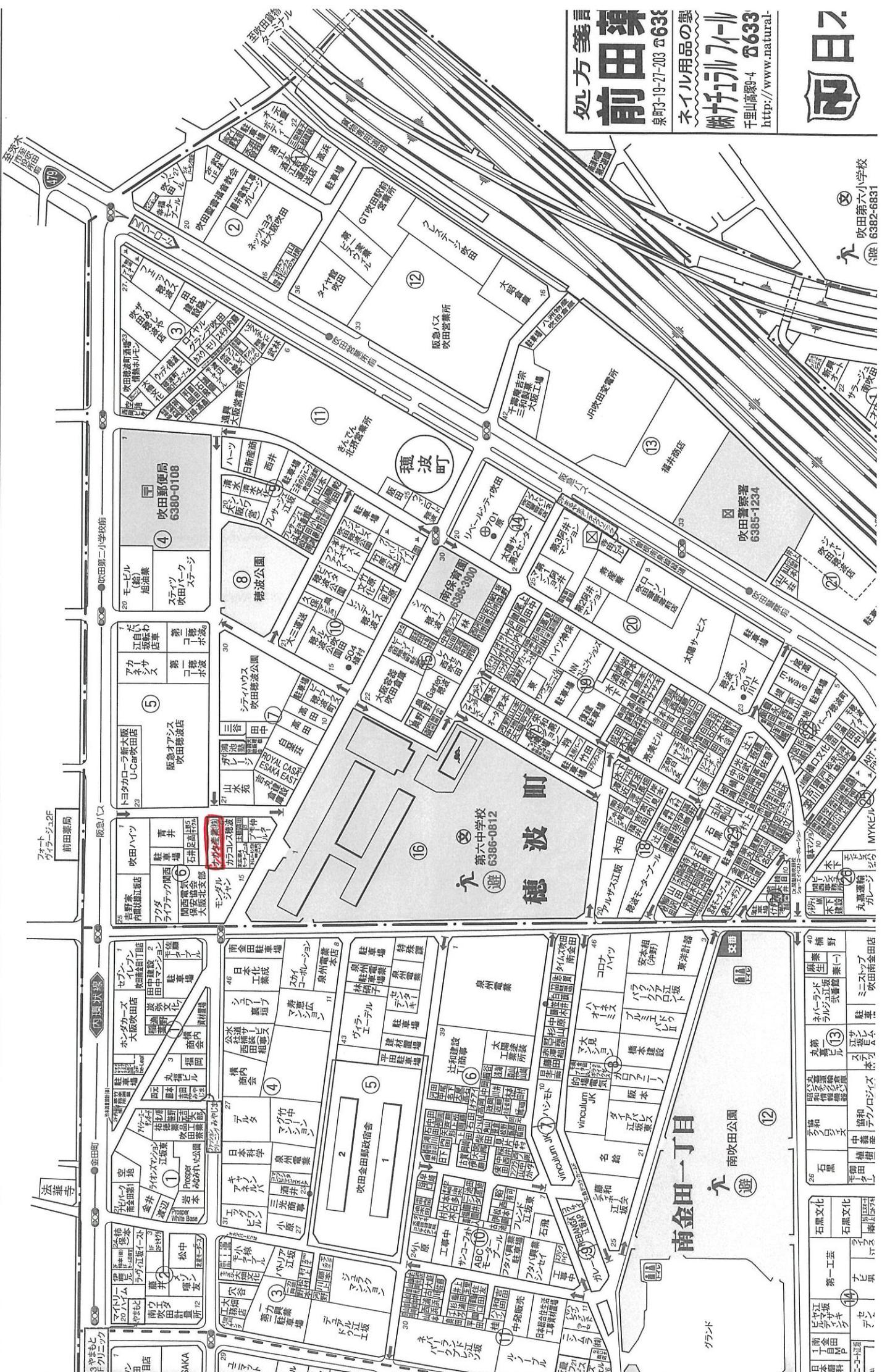
6382-6831

(会員)



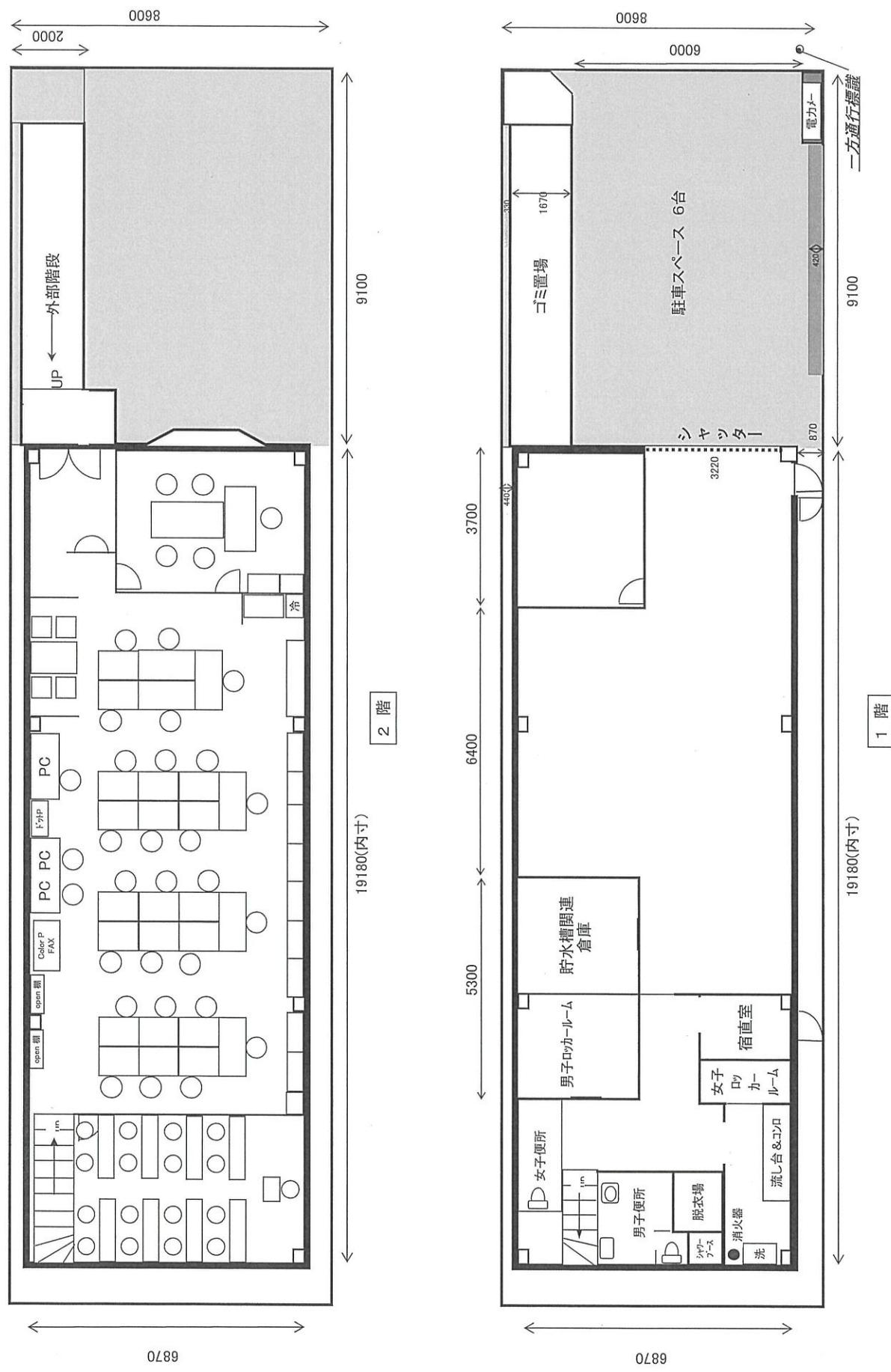
東葉前田

泉町3-9-27/28 公63
吹田ナチュラルネイル
http://www.natural-nail.jp



ナカタ産業株式会社
吹田市穂波町6-6

敷地面積/256.00m²
建築面積/303.38m²(1階:151.69m² 2階:151.69m²)
構造/鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺





■ナカタ産業株式会社の外観



■ナカタ産業株式会社の室内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和元年5月29日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 ナカタサンギョウ
ナカタ産業株式会社

住所 〒564-0042
吹田市穂波町6-6

代表者氏名 ナカタケイノウ
代表取締役 中田恵三

電話番号 06-6386-3914

FAX番号 06-6386-5435

メールアドレス info@nakata-sangyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数		1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 元年 5月29日

届出者 ナカタ産業株式会社
大阪府吹田市穂波町6-6
代表取締役 中田惠三
TEL06-6386-3914



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカタサンキョウ ナカタ産業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
杉村栄和	203717	令和元年5月1日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二〇三七一七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 杉村栄和

昭和四十九年五月十四日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口

